

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおり信用格付の結果を公表します。

New Development Bank（証券コード：－）

【新規】

長期発行体格付	AAA
格付の見通し	安定的

■格付事由

- (1) New Development Bank（NDB）は、上海に本部を置く、ブラジル、中国、インド、ロシア、南アフリカの5カ国（BRICS）が設立した国際開発金融機関。格付は、当行の業務に対する加盟国からの強い支援、堅固な資本基盤、財務の健全性を担保する保守的なリスク管理体制、優先債権者としての地位などを評価している。BRICSは今後のインフラ開発と持続的開発の分野で膨大な資金需要に直面しており、各国政府はNDBをこれらの分野に資金供給を行う中核機関として活用してゆく方針を明確にしている。NDBは創設から4年が経過し、国際開発金融機関、政府・政府機関や商業銀行などで勤務経験豊富なスタッフを多数雇用し、加盟国支援の実施に必要とされる業務体制を作り上げている。設立加盟5カ国からの資本金の払込も順調に進み強固な財務構造を作り上げており、保守的なリスク管理の実施により融資が拡大しても健全な財務構造を維持できる見通しである。以上より、NDBは新興国が設立した新興国のための国際開発金融機関としての機能を十分に発揮するとJCRでは見ている。
- (2) NDBは13年3月のBRICSサミットで設立が決定され、14年7月にBRICS5カ国が署名した設立協定の発効とともに、15年7月に業務を開始した。設立目的は、BRICSおよびその他の新興国におけるインフラ整備や持続的開発プロジェクトに対して資金を動員するため、公的・民間プロジェクトに対する投融資、保証供与、出資、技術支援を行うことである。1,000億米ドルの授權資本のうち500億米ドルが応募済資本で、BRICS5カ国が20%の均等比率で出資する。500億米ドルの応募済資本のうち100億米ドルが払込資本、残りの400億米ドルは請求払い資本である。22年までに払込資本100億米ドルの資金量の潤沢な国際開発金融機関となるが、長期的には融資拡大に対応して戦略的に資本基盤の質や規模を強化することが重要とJCRは考える。
- (3) 業務の主眼は、BRICS5カ国においてインフラ開発と持続的開発のためのプロジェクトを支援することであり、融資対象は加盟5カ国のソブリンおよび民間企業である。融資承諾額は16年の7件15億米ドルから17年には6件18億米ドルに増加、18年はさらに17件47億米ドルに拡大した。セクター別ではクリーンエネルギーと運輸インフラがそれぞれ27%で最大のシェア、灌漑・水資源管理・下水処理が18%、都市開発が14%の順となっている。18年末時点で融資承諾累計は78億米ドル、貸出残高は6.24億米ドルであるが、現在の貸付先国はBRICSに限定されるため最貧国も融資対象とする他の国際開発金融機関と比較してNDBの融資の質は高い。19年の年間承諾額は75億米ドル程度となる見通しである。
- (4) NDBは競争力のある条件で資金調達を行い、加盟国向けの融資条件に転嫁しており、財務内容を良好に保つことを重視している。そのために、「資本管理政策」を策定して、資本貸付比率（下限25%）、資本総資産比率（下限25%）、資本使用率（上限90%）、通常業務残高対広義資本（応募資本および準備金）比率（上限100%）などの財務指標を設定、管理している。業務を開始してから4年で融資金額は拡大途上にあるため、これらの指標を達成しており、今後3年間の業務見通しでも制限値に達する指標はないとみている。加盟国における旺盛な資金需要を背景にNDBの融資は急速に拡大しているが、保守的な財務運営と適切なリスク管理体制により財務の健全性を維持することが可能とJCRでは見ている。

- (5) リスク管理については、流動性リスク、信用リスク、市場リスク、オペレーションリスクなどの内部管理指標の目標を十分に達成している。流動性については向こう 12 ヶ月分の流動性をカバーするに十分な流動資産を常に保有することが指針である。融資対象国は現時点では 5 カ国に限られ、承諾件数も比較的少数のため、融資集中リスクはリスク管理の優先課題となっている。NDB の扱うインフラ開発案件には規模が大きなものが多く、リスク分散の観点から他の国際開発金融機関やその他の金融機関と協調融資による協力関係を構築することの重要性が高い。
- (6) 現時点では、NDB の外部資金調達は 2 次におたる中国での人民元建て債の発行および 19 年 4 月の登録に基づくユーロ CP の発行に限られている。16 年 7 月には 5 年債 30 億人民元（約 4.5 億米ドル）のグリーンボンドを銀行間債券市場で発行した。NDB はこのグリーンボンドによる調達資金を中国国内のソーラーや洋上風力発電プロジェクト、ブラジルにおける再生エネルギーや環境保護プロジェクト、ロシアにおける水力発電プロジェクトの実施資金に充当している。19 年 2 月には 3 年債と 5 年債の 2 本計 30 億人民元の第 2 回の人民元債を発行した。19 年 4 月に NDB は、流動性管理のための短期資金調達手段であるユーロ CP プログラムの発行登録を行い、ユーロ CP の発行オファーを頻繁に行っている。さらに NDB は資金調達手段を拡充して 19 年末までに国際市場においてミディアム・ターム・ノートの発行プログラムを設定する予定である。デット・エクイティ・レシオは 21 年に 0.7 まで上昇する見通しであるが、レバレッジは他の国際開発金融機関と比較して低い。

(担当) 増田 篤・利根川 浩司

■ 格付対象

発行体：New Development Bank

【新規】

対象	格付	見通し
長期発行体格付	AAA	安定的

格付提供方針に基づくその他開示事項

1. 信用格付を付与した年月日：2019年8月15日
2. 信用格付の付与について代表して責任を有する者：増田 篤
主任格付アナリスト：増田 篤
3. 評価の前提・等級基準：
評価の前提および等級基準は、JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「格付関連情報」に「信用格付の種類と記号の定義」(2014年1月6日)として掲載している。
4. 信用格付の付与にかかる方法の概要：
本件信用格付の付与にかかる方法の概要は、JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「格付関連情報」に、「国際開発金融機関の信用格付方法」(2013年3月29日)として掲載している。
5. 格付関係者：
(発行体・債務者等) New Development Bank
6. 本件信用格付の前提・意義・限界：
本件信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。
本件信用格付は、債務履行の確実性の程度に関しての JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、本件信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。本件信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。
本件信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、本件信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCR が格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。
7. 本件信用格付に利用した主要な情報の概要および提供者：
 - ・ 格付関係者が提供した監査済財務諸表
 - ・ 格付関係者が提供した業績、経営方針などに関する資料および説明
8. 利用した主要な情報の品質を確保するために講じられた措置の概要：
JCR は、信用格付の審査の基礎をなす情報の品質確保についての方針を定めている。本件信用格付においては、独立監査人による監査、発行体もしくは中立的な機関による対外公表、または担当格付アナリストによる検証など、当該方針が求める要件を満たした情報を、審査の基礎をなす情報として利用した。
9. JCR に対して直近 1 年以内に講じられた監督上の措置：なし

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。また、JCR の格付は意見の表明であって、事実の表明ではなく、信用リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR の格付は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。格付は原則として発行体より手数料をいただいております。JCR の格付データを含め、本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。JCR の格付データを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■NRSRO 登録状況

JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a) 項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官(格付)第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル